

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令案(河川法施行令の一部改正に係る部分)
規制の名称	河川法施行令に係る書面掲示規制
規制の区分	拡充
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和5年12月6日
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の河川法施行令においては、利水ダムを設置した事業者等(以下「ダムの設置者」という。)に対して、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、現場における立札の掲示によって一般に周知させることを義務付けている。(現行法では、インターネットでの公表は義務付けていない。)</p> <p>当該規制は、ダムの所在地等の特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>そのため、これらの特定の場所に国民等が赴かずとも立札の掲示内容を把握できるようにするため、ダムの設置者に対して、立札の掲示内容についてインターネットによる公表を義務付けることとする。</p> <p>なお、本規制は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、特定の場所における書面の掲示を義務付けるような規制(いわゆるアナログ規制)については、デジタル技術を活用することで規制の見直しを図るよう示されたことに基づいたものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、ダムの設置者は、ダムの操作による危害防止のため一般へ周知させる事項をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>◎ホームページの更新担当者を1人、更新作業に2時間を要すると仮定すると、全ダムにおける遵守費用については以下のとおり。 1時間当たりの人件費=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和4年)の平均給与額(年間))5,233千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和3年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上)1,633時間=約3,200円 事業者1者当たりの単価(作業者1人×2時間×時給3,200円)×事業者総数(907[※]者)=遵守費用総額:約5,800千円</p> <p>※河川法第44条第1項に規定する「ダム」数(令和5年4月時点で907ダム)と同数と仮定。実際にインターネット公表義務が課される事業者は、現行の規定に基づき立札による掲示を行っている事業者であるため、これを下回る。</p>
(行政費用)	国土交通省がダムの設置者に規制の内容の周知・広報を行うに当たっては、当該ダムに関する河川管理者(国又は都道府県等)を通じてメール送付等を行うことにより十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
その他関連事項	—
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施する。
備考	